

平成28年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第4号

平成28年9月6日(火曜日)

議事日程第4号

平成28年9月6日(火曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第105号及び同第106号
- 日程第4 議案第107号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第105号及び同第106号
- 日程第4 議案第107号

+

応招議員 19名

出席議員 19名

1番	吉川慶一君	2番	笠原幸江君
3番	斉木勇君	4番	渡辺重雄君
5番	倉又稔君	6番	保坂悟君
7番	田中立一君	8番	古川昇君
9番	中村実君	10番	大滝豊君
11番	高澤公君	12番	伊藤文博君
13番	田原実君	15番	吉岡静夫君
16番	新保峰孝君	17番	五十嵐健一郎君
18番	松尾徹郎君	19番	樋口英一君
20番	古畑浩一君		

欠席議員 0名

## 説明のため出席した者の職氏名

市	長	米田	徹	君	副	市	長	織田	義夫	君
総務部	長	金子	裕彦	君	市民部	長	岩崎	良之	君	
産業部	長	斉藤	隆一	君	会計管理者兼	務	山本	将世	君	
企画財政課	長	藤田	年明	君	総務課	長	斉藤	喜代志	君	
能生事務所	長	原	郁夫	君	定住促進課	長	井川	賢一	君	
市民課	長	池田	正吾	君	青海事務所	長	五十嵐	久英	君	
福祉事務所	長	水嶋	文明	君	環境生活課	長	横澤	幸子	君	
交流観光課	長	渡辺	成剛	君	健康増進課	長	斉藤	孝	君	
建設課	長	見辺	太	君	商工農林水産課	長	丸山	幸三	君	
ガス水道局長		木村	清	君	会計課	長	大滝	正史	君	
教育長		田原	秀夫	君	消防	長	佐々木	繁雄	君	
教育委員会	子ども教育課	長	山本	修	教育次	長	渡辺	孝志	君	
					教育委員会	子ども課				
					教育委員会	生涯学習課				
					中央公民館	長				
					市民図書館	長				
教育委員会	文化振興課	長	磯野	茂	監査委員	事務局	長	大嶋	利幸	君
歴史民俗資料館	長									
長者ヶ原考古館	長									

+

+

## 事務局出席職員

局	長	小竹	和雄	君	次	長	松木	靖	君
係	長	室橋	淳次	君					

午前10時00分 開議

議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（倉又 稔君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、3番、斉木 勇議員、11番、高澤 公議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

昨日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日、お手元に配付されております追加議案について申し上げます。

議案第105号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第106号、新潟県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第107号、平成28年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）、以上3件が追加提案されております。

これにつきまして、本日、一般質問終了後、提案説明された後、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査いただくことで、委員会の意見の一致を見ております。

また、9月1日に行われました議会運営委員会では、議会基本条例について全員協議会並びに議会運営委員会において協議されたことを踏まえ、条例案を最終確認いたしました。

なお、政治倫理規程においても、今後、文案を作成し、委員会で協議していくこととしております。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．一般質問

議長（倉又 稔君）

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

8番（古川 昇君）

おはようございます。

市民ネット21、古川 昇であります。

通告書に基づきまして、1回目の質問を行います。

1、縮小する介護サービスについて。

厚生労働省社会保障審議会の介護保険部会は、訪問介護について軽度要介護者のサービスを縮小する検討を始めました。少子高齢化が進み、社会保障財源を支える現役世代の負担が重くなる中で、社会保障費の抑制を図る狙いがあります。対象になっているサービスは、訪問介護の掃除や調理、洗濯・買い物・薬の受け取り等の生活支援・援助で、約80万人が利用しております。サービス縮小に伴って利用者や家族の負担が重くなり、利用を控えることによって介護支援で維持できていた機能が失われ、重度化につながっていくことが考えられます。縮小ありきの進め方は介護現場を見ていないと言えます。今度の対象者は要介護1・2の人たちであります。より軽度な要支援1・2の人と同じく介護保険から切り離し、市の事業に移す案や、事業者への報酬切り下げ案を検討中となっております。

2000年に始まった介護保険制度は、短期間での相次ぐ見直しで利用者や事業者に大きな不安を与えてきました。保険料負担は重くなり、利用サービスの縮小では介護保険制度への信頼低下は避けられません。そこで以下の項目を伺います。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の進捗状況をお聞きいたします。平成29年4月スタートではそのサービス内容はどのようなものと考えておられますか。相当・サービスA・Cは実施するとのことでありますけれども、その運営基準・単価・事業所・団体等は決まったのでしょうか。

また4月までのスケジュールが事業計画に示されておりますが、実施内容を伺います。

(2) 高齢者ひとり世帯・ふたり世帯の増加で、地域包括支援センターの役割は重要であります。介護保険に地域支援事業として新たに在宅医療・介護連携推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化が盛り込まれました。市として地域包括ケアを推進する上で取り組む課題であります。課題解決に向けて市の役割と包括支援センターのかわりについてお考えを伺います。

(3) 介護保険改定から約1年半が経過、在宅介護施設と特養など介護施設の現状を伺います。

特養は入所基準が要介護3以上に限定されました。しかし、依然として希望者は多く、施設の拡充は示されておられません。居宅施設にあっても介護報酬の引き下げにより、運営の厳しさは増しております。要介護認定者の介護サービスを維持していく施設介護の課題と、市の対応についてお聞かせください。

(4) 認知症の理解と支える体制づくりについて伺います。普及啓発・予防・早期発見対応・地域支援・本人と家族支援など多岐にわたる事業であります。介護度が上がると、認知症にな

るリスクも伴います。また、軽度認知症を抱える方も懸念され、対策を急がなければなりません。それぞれの事業の進捗状況と課題をお聞かせいただきたいと思います。

(5) 介護人材不足が深刻化する中で、市の修学資金助成策や介護人材育成支援策が、新たな就業や定着にどのような効果が期待できるのかお聞きいたします。

安定産業であり求人倍率も高いのに、人材が集まらない現状があります。介護人材確保のために、学校関係・介護事業者・行政などで就業促進に向けて対策を急ぐ必要があると思いますが、お考えを伺いたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

古川議員のご質問にお答えいたします。

1点目につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の素案を、10月に介護事業所などへ説明しご意見をお聞きした上で、来年4月から基準緩和型の新サービスを提供する予定であります。

2点目につきましては、各地域包括支援センターから上がってくる地域課題のほか、市が取り組むべく課題について、施策を企画・立案し事業を展開してまいります。

3点目につきましては、施設介護は介護保険料への影響が大きいことから、今後の長期的な需要量を踏まえて慎重に計画してまいります。

4点目につきましては、現在、地域ケア会議を活用したネットワークづくりを中心に展開いたしております。

また、今年度は認知症ケアパスの作成に取り組んでおり、現在の課題である早期発見や医療と介護の連携強化を進めてまいります。

5点目につきましては、介護人材不足の解消に向けて、修学資金貸付事業を実施いたしており、現在、7名の利用があります。今後も、学校や介護事業者に向けて制度の周知と情報発信を進めてまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

2回目の質問に入らせていただきます。

最初に、介護予防・日常生活支援総合事業の進捗状況であります。

現在、介護の認定を受けている方と、それから実際その介護保険、いわゆるそのサービスの給付を受けていらっしゃる方、これ差があると思うんですが、今回、この考えていらっしゃるの、現在このサービスを使っている方の要支援の方々、1の方が131人、2の方が252人、合計383人ですが、この方全員を総合事業に移行されるというふうに考えてよろしいです

か。今、既に先行して総合事業に行かれた方もいると思うんですが、その進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

おはようございます。

今の、要支援の方が全部総合事業に移行するののかということでございますが、今現在、総合事業に位置づけられております要支援の方の訪問介護、それから通所介護、これだけを使っている方につきましては、総合事業への移行ということになりますし、ほかに福祉用具の貸与ですとか、ショートステイ等を利用されている方につきましては、介護予防給付のほうに残るといったような形になります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

150人ぐらいというふうに、前にお聞きをいたしましたけれども、今、訪問それから通所のサービスを受けている方というふうに基準をお伺いしたわけではありますが、その方々のケアマネジメント、今まで、その総合事業に移るに当たってのそれぞれのケアマネさんがマネジメントをされてると思うんですが、そういう過程で、自分のサービスその他が、今のところ相当ということなんでしょうけれども、その先を見越したところの話があって、いわゆる納得ができないとか、あるいはこういうことで自分が移るに当たっては、渋々そこを納得させられたというような問題が発生していないのか、非常に気になるところでありますけれども、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

総合事業への移行につきましては、地域包括支援センターの職員、それから委託を受けたケアマネジャー等が、いわゆるケアマネジメントの流れの中で実施をしているわけなんですけれども、そういった中で、説明がうまくいかなかったとか、もしくはご利用者さん、家族が、総合事業に移行することを納得していない、渋ったといったような話は聞いておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

聞いていないというところでありますけれども、方向としては、これは厚労省がきつく出しているわけではありますが、介護サービスの適正化、このことを非常に強く打ち出しているわけですね。

したがって、給付から地域の総合支援事業に移すというその考え方そのものが、もう既に、今の介護保険料・給付費を下げると、そういうような目的があるわけでありますので、その過程において、私はそういう話がなかった、それは聞かなかったのかどうかですね、それもありますし、市が保険者として総合事業に行ってもらう方々にどういう、ケアマネさん、あるいは居宅の支援事業所にどういう指導をされたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

先ほど、地域包括支援センターの職員、それから委託を受けたケアマネ等については、十分、そのケアマネジメントをしてくださいという話をさせていただいたわけなんですけれども、その中で具体的にはケアプランの移行時に、厚生労働省で示されている興味関心チェックシートというものを活用してほしいということ。もう一つ、これ市独自のものなんですけれども、アセスメント用の聞き取りシート、こちらも作成していただきたいということで、こういったものを使って、ご家族に、もしくは本人に納得してもらえる、またスムーズに移行できるようなものということで考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

そうしますと、このサービスの適正化というところについては、殊さら強調をしてそこは進めてこなかったと。これからも進める予定はないということで理解しますがよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

やはりその方が、地域の中でいかに不自由なくといいますか、暮らしていけるかということが大切ですので、その部分についてはやはり私どももそうですし、介護に携わる皆さん、ご家族、ご本人とも、みんなで知恵を出し合って、どうやったらサービス低下につながらないような形でもっていけるのかということを考えていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

市内にある事業者の方からお聞きしたわけでありますけれども、今回のこの介護の再認定のところで、非常に介護度が下がる方が多い。ご自分の事業所の中で介護度が下がる方が多いというふうにお聞きをしたわけですが、これは今回の総合事業への移行に何か絡んでいるのかどうか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

更新時の要介護認定において、前の要介護度よりも下がる、もしくは上がる、そのままといったようなことがあるわけですが、過去のデータ等を見ても、いわゆる要介護認定が今までよりも下がるという方が、大体1割強程度。上がるという方が4割程度いらっしゃいます。

今回の総合事業の移行に向けまして、私どもがいわゆる介護認定の尺度を変えたとかといったようなことはございません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

そうしましたら、今までの傾向と余り変わらない。たまたま、そのところに集中したということがあるのかもしれませんが、ただ、この適正化については、本当に慎重にやっていただきたいというふうに思います。

それから、相当サービスに移行された方、現在介護予防費の対象になっているのか。それとも、今まで、この事業計画の中では分けるというふうにもなっていないんですが、この今、移行された方々の給付はどこから出されているのかお伺いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

現在、総合事業に移行された方につきましては、訪問介護、それから通所介護の相当サービスにつきましては、地域支援事業費の対象としているわけでございます。そのほか、福祉用具の貸与ですとか短期入所等につきましては、引き続き予防給付の対象としているわけでありまして、

したがいまして、訪問の相当サービスと福祉用具、両方を利用している方につきましては、総合事業それから予防給付、両方を併用しているといったような形になります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

給付、あるいは総合事業の中での支援費として、今、両方併用されている方もいらっしゃるという、これは確認しました。

そうしますと来年の4月、ここはもう全部ということになるんだらうと思いますが、全員が地域支援事業に移行するということになっていくと思うんですが、そうしますと要支援の方々は、今まで給付というふうにおさまっていたわけでありまして、全部、地域支援事業費に移るということになると、これは介護給付から除外というふうに認識をいたしますが、この点については、は



っきりそういうふうにしたと思うんですが、この点について行政の考えを伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

今ほどもご説明申し上げたとおりなんですけど、訪問の部分、それから通所の部分以外のサービスを使っているこの部分につきましては、引き続き介護予防給付になりますので、今、要支援の方が使っているサービス全てが、地域支援事業費に移行になるということではございません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

第6期の事業計画でありますけど、その84ページに、平成29年度の予算が示されているわけです。要は介護保険ですね。この中で、今言われたように介護予防サービス、標準の給付費というのは、平成29年度はがっくり下がってるわけですよ。多分これ、1億円がこの地域支援事業費の中に移っているんですよ。金額的には大体をそういうふうに分けてあるんですけど、地域支援事業費というのは、これはもう枠が決まってるわけですよ、3%。適正化事業をやってると、3.15%まで上げてもいいという、こういうくだりがあるわけですが、平成29年度のこれ見ますと4%超えるんですよ。こういうふうに枠を広げてもいいというような考え方、これはいつから出たのか、これに対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

地域支援事業費につきましては、今ほどの総合事業、それから包括的支援事業、それから任意事業、この3つで構成されております。そのうち、総合支援事業費につきましては、単独で上限が設定をされております。こういった形でかといいますと、いわゆる前年度の実績に後期高齢者の伸び率を掛けたものがその金額といいますか、額になるということでありまして。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

そうしますと、これは今のパーセンテージ上がっても構わないということであるのかもしれませんが、そうしますと、介護予防給付費とそれから地域支援事業サービス費、この違いは何だとお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）



このところは認識をしていただきたい。ただ、皆さんが言われるように、同じサービスを人をかえたからいいんだというような考えは納得しないというところであります。

それから、今回この事業計画の中で、2020年とそれから2025年度の介護の保険料、これを提示をせいということで、厚労省から強く指示が出たわけでありまして。糸魚川も2020年に7,700円、これ予想ですよ。2025年に9,700円、こういう見込み額を出しております。この基準額、保険料を見たときに、皆さんどのようにお感じになりましたか、お聞かせいただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

2020年で7,700円、2025年が9,700円ということで、非常に高額な、今の倍近い金額になるということで、実際にこうあってはならないというふうには考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

こうあってはならないということでありまして、当然、給付費を抑えていくという方向に行かざるを得ないわけですよ。そうしないと保険料下がらないわけですよ。

この介護保険の一番の問題は、給付が上がれば保険料が上がるということで、同時に上がっていくということですよ。ここに、1つの大きな問題があるわけでありまして、この金額を見たときに、実際どういうふう感じたのか。ただ高いなというふう感じたのか、これは大変なことになるというふう感じたのか、もう一回お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

やはり高齢者の方が、その負担に耐えられるかどうかということなんです、これは大変厳しいものがあるというように感じております。そういった点で、まだ2025年までに9年あるわけなんですけれども、今後も引き続き介護予防をしっかりとやっていくということだというふう考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

大変厳しいということになれば、抑える手段ですよ。これはいろんなところを考えて、もう1つやってんのは、総合事業に動かしたということですよ。これを続けていくことによって下げ

ていくという、明らかな意図が厚生労働省にあるわけですね。それにしたがって、今、保険者として糸魚川はその方向に沿ってるといことは認識していただきたいというふうに思います。

それから、消費税10%の引き上げが2年半延期となりました。糸魚川では、この低所得者に対する強化策がこの中に盛り込まれていたわけでありまして、財源保障がない状況の中でこの1段階から3段階までの負担割合の軽減、これ糸魚川にとってどういう影響ありますか、お考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

この部分の負担軽減の財源ということなんですけども、これは非常に重要ということを考えています。これ全国の保険者が全てこの負担軽減の財源を当てにしているということから、今後も国に強く働きかけていく必要があるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

国に働きかけて、そこを強くやっていただきたいんですが、皆さんあれですかね、介護保険料というのは幾らお支払いになってるか、これは皆さん知ってますか、自分が幾ら払っているかと。こちら側はみんな知ってますけれども。ただ、今の財源構成からいうと、政府はこの介護に対して10兆円かかるというふうに、仮に10兆円だとすれば、国の負担というのは幾らですか。10兆円はかかってないと思うんですが、この割合というのはお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

介護給付費に係る国の負担ということになりますと、おおむね25%程度ということになりますので、2.5兆円ということが言えるかと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

この10兆円の中の半分5兆円は、被1号・2号の保険者が負担しているわけです。あとの半分は国と、それから県・市が負担をしているわけですね。その中の25%ですよ、国は。1号の被保険者と2号の被保険者、この割合は30対20だったわけでありまして、これは今28対22になっている。こういうふうに変えてきているというのも、2号のほうが負担がふえてるわけですね。だけど旧来として、国は一切その負担率を変えないんですよ。だから、ここのはやっぱり保険者として、全国からやっぱりもっと強く、私は出すべきだと思うんですよ。そうしない

と、先ほどずっと、私言ってますけれども、要介護者に非常に負担が強くなってくる。そのところのサービスを減らすだけの施策になってるというところは私は問題だと思うんですよね。そのお考えどうですか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

議員おっしゃるとおり、このままいくと介護給付費というのはかなり上がっていくわけですので、その部分については、国からもしっかりと考えていただかなければなりませんし、市町村としてもできる限りの努力というものはしていかなければならないというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

以前、市長、全国市長会等々でこの問題を強く要望していくというふうに言われたわけですが、その後の経過、さっぱりそのところは出てこないわけでありますが、どのようになっているのか、経過、もしおわかりになれば教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今、全国市長会に向けて、県市長会の中で提案をさせていただいて、北信越市長会に上げていく案文を取りまとめております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

3年ごとに介護保険料というのは改定されます。そういうことを考えると、今の出された北信越まで上がってるということでもありますけれども、スピードをもっと早めて、この事業計画に合わせるような形で、やっぱり目に見えた成果を出していただきたいというふうに思います。その点を強く要望したいと思います。

次に移ります。地域支援事業の拡充ということでもあります。これは在宅医療介護連携で、これが強く打ち出されているわけではありますが、これは今、糸魚川市の会議を開いておられて、この会議の目的であります、地域でどんな関係が求められているのか、あるいはどんな体制を目指そうとしているのか、現状の課題は何か、これが私は整理をされていないんじゃないかというふうには映るんですが、今の市の位置づけ、調整役ということやってるんですが、市の役割・立場・責任を考えると、いささか問題があるんじゃないかというふうに思います。市の考え方と現状・問

題点・課題・達成度など、連携事務局として整理がされているかお聞きをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

若干、経過を申し上げますと、平成25年度から27年度まで3年間なんですが、県の地域振興局のほうで糸魚川地域在宅医療連携協議会というふうな形で実施をされておりました。そこから出された課題をもとに、今年度、糸魚川市が事務局となりまして、新たに糸魚川市在宅医療介護連携協議会といったような形で立ち上げております。この協議会の中で、在宅医療と介護にかかわる多職種のチームによるチームケア体制というものの整備を目指して活動しているところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

その中で何が問題になっていて、今、糸魚川地域の課題は何だというようなところまでお話は進んでいないということでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

介護職の方からは、いわゆる医療、お医者さんへのアプローチというのが、どちらかという敷居が高いといったようなお話を聞きます。そういった中では、この多職種による、いわゆる顔が見える関係づくりといったようなものが課題だというふうに考えておりますし、これにつきましては、今年度もそうですけれども、昨年度以前につきましても、いろんなミーティング等を開かせていただく中で、そういった関係を徐々に作り上げてきているところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

その中で病床の確保、あるいは病院から在宅への移行態勢、あるいは在宅介護支援の問題点、介護側からどんな要望が出されているのかと、これは具体的にやっぱりこの会議の中で話をしていると思うんですよね。これ、きのうきょう始まった会議じゃないんですよね。多職種のこの研修会議にしたって、もう大分前からおやりになってるんですよね。そうすると課題が明らかになって、今、糸魚川で何が必要だという共通点は、やっぱり見出されていないとまずいと思うんですよね。その点を私伺ったんですよ、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

そういった会議の中で、今回の連携協議会の中では1つの企画委員会といたしまして、退院支援研修会・他職種連携企画委員会というものを立ち上げております。その中でかかりつけ医との情報共有ですとか、多職種のチームでの在宅医療を支援するといった、そういった事例をふやすとともに、研修会ですとか事例検討会を通して課題の整理と連携を深めてきているところであります。今後もこの取り組みを、連携協議会として関係する機関で情報共有するように努めていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

意見として、この会議に出ていらっしゃる方ではありますが、共通理解がどうも私は弱い。できていないのではない、いわゆる今言われたように、情報の共有というふうに、ただ言葉では言ってますけれども、ここに来て実際何をやるんだということがあんまり明らかになっていない。要は会議、あるいはそういう組織をつくって回すということは一生懸命やられるようでありますけれども、その中で何をして何を獲得している、次に何をやるかというようなところが非常に弱い。私は出ているけれども、そのところはあんまりよく理解できないので、一つ一つその関係については自分でつなぎ合わせていくしかないと思うんですが、お互いのそういう話が全くないという意見もあるんですがいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

この連携協議会の中に出ていただく方というのは、毎年変わることもあって、新年度に初めて出てくるという方もいらっしゃいます。そういった中では、今ほど議員おっしゃったような方もいらっしゃるのであろうというふうに考えています。そういった部分はお聞きをさせていただきましたので、また、そういった方に対するフォローといいますが、いうこともしっかりしていかなければならないというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

それから看護ステーション、これ、ことし春の段階だったと思いますが1カ所ふえたということの報告もありました。この訪問看護、これは非常に大事だというふうに思います。この訪問看護のそれぞれのステーション、生活圏域ごとに考えた場合に、その体制というのは十分でしょうか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

訪問看護ステーションにつきましては、現在市内にたしか3カ所あるかと思えますけれども、現在のニーズを満たすという点では十分かなというふうに考えているんですが、今後のいわゆる在宅医療・介護といったことを勘案した場合は、今後も強化していく必要があるというふうに考えております。

どうしても町なかと申しますか、に配置がされていることが多いので、いわゆる日常生活圏域、旧市町単位で設定しているわけなんですけれども、そういった点では青海・能生地域にないといったことがあります。ただ、そういった部分は、今ある糸魚川地域内の訪問看護ステーションでカバーしていただいているという状況であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

これ、生活圏域で考えた場合、今、青海のほうはおっしゃいましたが、ただ、能生については非常に距離があるということですよ。在宅医療の保障をしていくということになると、非常にここは大切なところですよ。これが、行った先、看護・訪問看護というところだとすれば、次の段階はやっぱりどういうふうに持っていくのかと、その考えはおありでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

今後、第7期の計画を策定する上で、ニーズ調査というものをさせていただきます。その中で、またそういったニーズがあれば、例えば24時間の訪問介護・看護といったものも、検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

もう既にそのニーズ、それはアンケートをとるとかそういう段階ではなくて、包括支援センターの皆さんいらっしゃるわけですよ。ですから、そういうところからやっぱり情報をもらって、糸魚川市としては次の段階はこうするということを、もう今からやらないと、あと1年しかないわけですよ、7期といっても。そういうところをきちっとやっていただきたい、そういうふうに思います。

それからケアシステムの構築、あるいは総合事業の円滑な移行、地域のケア会議と協議体、これの推進による生活支援・介護予防サービスの展開。ここは、今の地域包括支援センターに出されているわけですが、私はこの方針そのものが、非常に上滑りのような格好になっているのではないかと。



つまり、包括支援センターの中に、市がどういうふうにする構想を出したのか。これをやるに当たってどういうふうな構想を示して、きちっと認識の共有を図ったのか、この点についてお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

今ほど議員のほうがおっしゃった3つの点なんですけれども、これは私のほうが地域包括支援センターに今年度の重点委託方針として示したものであります。

こちらにつきましては、各地域包括支援センターにその担当職員がいらっしゃるわけですが、そういった方々の評価、それから事業の振り返り、こういったものを目的としてヒアリングの実施をいたしております。その結果をもとに再度、包括支援センターの方との定例の会議を開かせていただいて、その中で協議を行っているといったような状況であります。

その中で、見直しをさせていただいたわけなんですけれども、地域包括支援センターはそれぞれ担当地域があるわけなんです、その担当地域の地域包括ケアシステムの構築を目指す。市は、市全体の集約とその取り組みを行うといったようなことで、役割分担を整理をさせていただいたところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

私、3月の段階で質問させていただいたときに、その回答として、行政と包括の役割を分担して、行政のかかわりを見直す中で包括の体制を検討していく、このようにお聞きをしたんですね。これはどのように協議をされてきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

どのように協議をし見直したのかということですが、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが。

いわゆる各包括支援センターと、その評価と事業の振り返りということを目的に、ヒアリングをさせていただきました。その結果をもとに、再度、地域包括支援センターと定例の会議の中で協議をさせていただいたというところであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

この中で示されておりますけれども、地域ケア会議と協議体の推進ですよね。これケア会議は定期的開催されているようでありまして、その内容、それから対処方法・整理・まとめなどは、誰が実施をしていくのか。この地域ケア会議の前には、個別ケア会議というのを恐らくやるんだらうと思いますけれども、それとの関係、どういうふうな形でこの地域ケア会議が行われているのか、位置づけ等々をお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

議員おっしゃるとおり、地域ケア会議につきましては、いわゆる個別の課題を取り扱う個別のケア会議というのと、全体的な事例といいますか包括的に取り扱うような地域ケア推進会議といったような形で行っております。

個別会議につきましては、そういった個別の課題を整理・取りまとめをいたしまして、個人の問題レベルで各包括が取りまとめを行っています。その集約を市の高齢係の保健師が行っているところであります。

その集約の結果ですが、市全体の課題を抽出し、その中でいわゆる一般化できるであろう、もしくははしなくてはいけないといったような部分につきましては、地域ケア推進会議でさらに検討させていただくといったようなことにさせていただいております。

また、その中で市の施策化といったように係るものについては、関係機関への提言をさせていただいたり、もしくは介護保険事業に係るものにつきましては、運営協議会に諮って次期の介護保険の事業計画ないし高齢福祉計画に位置づけていくといったような形で考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

今、地域ケアの推進会議というお言葉ありましたけれども、この推進会議と地域ケア会議、これとの関係はどうなるんですか。推進会議はどなたが招集をしてそのまとめ役をやって、それを先ほど何か、どっかへつなげていくというふうに言われておりましたけれども、そこまでの間はどなたがおやりになるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

地域ケア推進会議につきましては、市のほうで実施をいたしております。それは、各包括等で実施をしている個別の地域ケア会議の中で、いわゆる抽出、ケア会議の集約等、もしくは市全体の課題として抽出したものを、その推進会議の中で実施をするということでありまして。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

その推進会議を市がやるということになりゃ、施策として取り上げるもの市はもうやって、どこへ引き継ぐということは余り関係ないんじゃないかと思うんですよね。ですから、こういう組織をたくさんつくっているんだけど、その中に市としてどういう役割を持たせて、そこで何をやるんだというところが、私は非常にずっとお話を聞いてますけど、非常に曖昧のような形がします。

それで1つだけ、こんな話あります。地域包括ケアシステムの具体的なイメージが湧かないというふうに言われているところもあるわけですよ。具体的なイメージが湧かないんだということで、つまり糸魚川市がその背景、あるいは今、置かれている状況・課題等々を見て、ケアシステムの糸魚川版、こういうものを想定をした上で話を皆さんにしているかどうかというのが非常に疑問なんですよ。その点についていかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

いわゆる地域包括ケアシステムのイメージ図につきましては、厚労省が示したものがございます。

ただ、それですとなかなか理解がしづらいということで、その中の施設なり資源につきましては、糸魚川市にあるものをその図の中に当てはめて、新たにその糸魚川市版のイメージ図というものをつくって、包括等に配付・周知をさせていただいたところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

それは、今、言われたように、総合事業に対する皆さんのボランティアを組織するとかということだけじゃなくて、糸魚川市の持っている今の資源、これは施設である、あるいは医療設備であり医療の体制、いろんなところをかみ砕いてこれをこうするんだと、糸魚川の強みと弱みというのをきちっと出した上で、やっぱりそこは構想を出さなきゃいけないと思うんですよね。ただ厚労省の絵図面だけ提示していても、さっぱり理解ができないというふうに言われているわけでありまして、ここはもっと強くやっていただきたい。糸魚川市の構想というものをきちっと出してお話をさせていただきたいというふうに思います。

それから、次に行きます。協議体、これ協議体というのはつくりますよ、これは全て進んでいる、先ほどちょっとお話をしましたけれども、地域ケア会議、それから協議体というのがあるわけですが、これはどれくらいの規模でやられるのか、あるいは細分化をするような考えを持っておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

今ほど、議員が細分化という言葉をおっしゃったわけなんですけども、2つの層で考えております。いわゆる第1層というのは全市レベル。第2層という部分につきましては、おおむね公民館単位といったような形で実施をしていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

これ、協議体は誰が招集するんですか。誰が責任もって運営していくんですか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

こちらにつきましては市が招集させていただき、市が責任をもつという形になると思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

これは総合事業の中で、非常に重要な位置を占める大切なところでありますので、これもきちっとやっていただきたい。先ほど言いましたように、結成する段階での論議、ここは力を入れてやっていただきたいと思います。

次に移ります。施設の現状でありますけれども、これは6期の中で2つ出されているんですが、これについての進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

施設の募集・公募につきましては、年度当初に1回目をさせていただきました。

内容といたしましては、グループホームが2施設、そして小規模多機能が1施設ということで公募をさせていただいたところですが、こちらにつきましては、1回目では手を挙げてくださる方がいらっしやらなかったといったようなことがありました。第2回をこの夏にさせていただいたんですけれども、その中で、1事業者の方がグループホームをやりたいということで、手を挙げていただいたというところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

この施設、大変重要なとこだとありますが、これだけ難航する理由は何でしょうか。お聞かせく

ださい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

こちらの市内の事業所にも確認いたしました。お聞きをいたしました。そうしたところ、やはり人材の確保が一番難しいということで、仮に施設をつくったとしても、そこに充てる人材が果たして集まるのかどうかといったようなことが懸念されるということでもあります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

人材、これは大変なところであります。きのうも論議をされたところでありますけれども、今、そういうふうな状況を出されて、市としてはやっぱりその話し合いの中で何を提起したのか、どういうふうにやろうというのをお互いに出したのか、その点についても経過、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

特に第1回目の公募、それから第2回目の公募ということで募集をさせていただいたところなんですが、特にこの間で条件として変えるようなところはございませんでした。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

そうしますと保険者として、こういうふうな施設の形態をとっていきたい、こういう構想があるんだというようなところが全くなしに、これやってるってことでしょうか。相手方は人材が集まらないからもうだめなんだと。だけど、こうしていきましょうよというようなことが出されなければ、絶対これは前進しないわけですよ。相手は乗ってこないわけですよ。だから、そういうところをきちっとやっていただきたい。どういうふうに行政がかかわっていくんだというところの決意をやっぱり出さなければ、相手だって来ないわけですよ。その点について、今、やっておられるのかどうか、これはお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

先ほど、1回目の公募の条件と2回目の公募の条件、変えなかったというふうに申し上げたんですが、ここで訂正をさせていただきます。

1 回目のときには、青海地域・能生地域ということで場所の限定をさせていただきました。ただ、2 回目につきましては、その場所の条件を外して公募をさせていただいたところでありませう。

以上、訂正させていただきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8 番（古川 昇君）

これは要望ではありますが、保険者としてやっぱりそのところは強く打ち出さなけりゃ、施設も建たないという状況ですよ。要は、この申し込んでいらっしゃる方、特に特養ですよ。これから、ひとり、あるいは老々というところが糸魚川としては課題というふうに、これはもうずっと言われているわけですが、特養の開設の方向を示さない、これはずっとこういうふうにしていくわけですか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

これから第7期の介護保険の事業計画の作成に入っていくわけなんですけれども、そういった中で、施設サービス、いわゆる特養に入る方の人数等を推定する中で検討していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8 番（古川 昇君）

そう悠長に構えている場合じゃないと思うんですよ。申し込みの状況、特養の。この状況、どうなってるかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

こちら、本年2月の調査になります。要介護1から要介護5の方までですけれども、トータルでは432人となっております。ちなみに内訳は、要介護1の方が40人、2の方が60人、3の方が126人、4の方が110人、5の方が96人といった状況になっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8 番（古川 昇君）

この中で要介護5の方、96人です。これは、いろんな施設の中に、既にいらっしゃる方もいますけれども、希望としては皆さん特養ということに出してるわけですが、このところ、

やっぱり保障していくという方針を出さなきゃ私はいけないと思うんですよね。今、言われたように保険料との関係があるというふうに言われておりますけれども、それを乗り越えてでもやっぱり、この特養の出さなければ、糸魚川市に待ってる方はどういうふうに考えるか。このことが私は非常に大事だと思います。この点について、もう一回お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

議員おっしゃるとおり、ぜひ特養に入れなければならない、入ってほしいという方はいらっしゃいます。そういった方から入っていただくためにも、やはり施設の稼働といいますか、いわゆる本当に必要な方から入っていただくといったようなことが必要になってくると思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

私は、この特養の建て方にも一つは問題あると思うんですよね。今、言われたように、本当に入ってほしい人、入らなければならない人、たくさんいらっしゃるわけですよね。これが今、全て個室になってるわけですよ。この前、能生の大沢のところで問題に、私聞いたんですが、非常に今、入所金額が高いんですよね、個室だから。糸魚川としては、やっぱりこれはそれぞれ、みんな最低でもやっぱり2人ぐらいにして入所の条件を下げたやらないと、私はこういうところは入ってほしい人、あるいは入れたい人というところでは、私はつながっていかないと思うんですけども、ここについての糸魚川の考え、お聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

特別養護老人ホームにつきましては、やはりユニット化の個室というのが始まったのが、多分10年ほど前からだったというふうに思います。これは国の基準ということで、その方の尊厳を守るといったような観点から、そういった形になってきたわけですが、その辺につきましては国の基準ということで、ある意味いたし方ないというふうに思っているところでありますけれども、今後、県等とも再度協議をしていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

権限移譲が随分されているようであります。こういう中身にとっても、やっぱり権限そのものをどうしていくんだというところは、私、県なり、あるいは国に迫るべきだと思うんですがいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

新潟県では今現在、今ほどの特養、1名ということで個室ということでお話ししたわけですが、ほかの都道府県によっては、やはり基準緩和という形で、そういった部分も設けているところもあるというふうにお聞きをいたしておりますので、またその辺は、県とも協議をしていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

ぜひ、糸魚川市にとって何が大事なんだ。ここをやっぱり出発点にして、今のその介護、あるいは施設の関係ですね、私は考えてほしいというふうに思います。

それから次に移ります。今、認知症の関係の方々、あったカフェでしたっけ、行われているわけでありましてけれども、皆さん参加したことがありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

申しわけございません。私はその、あったカフェには参加したことはありません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

やっぱり参加してほしいと思うんですよね。見て、そこでやっぱり触れて評価をして、何が足りないのか支援策を考える。こういうスタイルにしてほしいんですけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋丈明君）

ぜひ、見させていただきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

見させてじゃなくて、参加するというので、そういう感じで行かないとだめですよ。背広着てネクタイしていくんじゃ、これだめですよ。その中にきちっと入って溶け込んでいただく。そこか



ら、やっぱり問題点、あるいは考えていらっしやることですよね。そういうものを体感するということが大事ですから、ぜひ、そこはお願いしたいというふうに思います。

それから、介護人材不足の深刻さであります。これは、先月の新聞に載っておりました。新潟県が介護人材の会議をやっていくんだということであります。糸魚川市はもう、それに先駆けて、修学資金なりやっているわけですが、これにどのような糸魚川市として考えておられるのか。ここは評価をすとか何とかという段階ではないかもしれませんが、今の考えをお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

昨年度から、修学資金の貸与事業のほうをさせていただきまして、先ほど市長の答弁にもありましたように、今現在トータルでは7名ということで、おおむね順調に推移しているかなというふうに思っております。

ただ、やはり報道等によりますと、なかなか介護職場というのがネガティブな表現で報道されているところもありますので、そういったところも払拭していく必要があると思いますし、ことしの7月24日だったかと思うんですが、私ども、障害者の関係で、障害者差別解消法を周知することを目的としたフォーラムを開催をさせていただきました。その中で、パネリストの中に白嶺高校の生徒さんお二人、出ていただきました。その方々は、多分ご家族の方がそういった介護の関係でお仕事をされている方だと思うんですけども、力強くそういった道に進みたいというふうにおっしゃっておられました。学生さんの中でも、そういった形でしっかりと考えを持っていらっしやる方もおりますので、引き続きそういった方々に対して支援もしていきたいですし、周知も図っていききたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

進学指導、先生方、あるいは親・生徒、親に対する啓発の仕方、それから今、受けていらっしやる方にどういった情報を提供して、今後やっていこうとしているのか、それ2つお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

今ほど、修学資金の援助という話もさせていただきました。もう一つ、人材育成のための試験を受けるための費用ですとか、受講料の費用の援助というものをさせていただいております。こういった2つを、もう少し施設なり学校へ、しっかりと周知を図っていききたいというふうに考えております。

修学資金の援助を受けられた方等につきましては、施設とも情報共有をする中で、糸魚川市の修

学資金援助を受けた方がいらっしゃるんだけどもという、そういった情報も流していきたいと。そういった方がスムーズに糸魚川市内で雇用に結びつくように、やっていきたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

この修学資金であります、本人、それから親、それから事業所、これフォロー大切ですので、ぜひ、お願いしたいと思います。

続いて、この会議の中で出されて、教育の現場で非常に問題があるというのが出されているんですが、教育の関係ではいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋文明君登壇〕

福祉事務所長（水嶋文明君）

私も直接、教育の現場の中で、どのような取り扱いをされているかといったようなことは、ちょっとわからないんですけども、もしそういったことが、非常にネガティブなイメージを受けておられるとすれば、その辺は何とか払拭するように努力を図っていきたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

教育関係者の中で悪いイメージがあるって本当ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えいたします。

そのようなことはないというふうに認識をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古川議員。

8番（古川 昇君）

以上で終わります。

議長（倉又 稔君）

以上で、古川議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を、11時20分といたします。

午前 11 時 14 分 休憩

午前 11 時 20 分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

おはようございます。

通告書に基づいて、大きく2点取り上げました。まず、大きいほうの1から始めます。

1、根っこからの柵口温泉権現荘問題対応へ。

権現荘・温泉センター、セットで地域住民の健康・福祉の拠点・憩いの場として設けられ、以来、その役割を果たし続けてきました。

ところが今、柵口温泉事業全体のあり方、これからをめぐって、市・議会はもちろん、市民も大きく揺れ動いております。当然です。金・会計、いつも言ってることなんですけれども経理という枠内だけにとどまらず、市行政のあり方、全体が問われる問題だからです。言いかえれば、行政のあり方はもちろん、議会のあり方・役割についても市民の側から問っている大きな問題だということでもあります。

問題の根っこは幾つもありますが、あえてそのうちの幾つかを言いますと、1つ、当事業がスタートした当初の目的や理念・思想の捉え方。

2つ、何のための事業・施設かがしっかりしないまま、会計・数字・事務処理に振り回され過ぎてはいないか。

3つ、本来、この種の事業は、市民・住民一人ひとりあったればこそ。それが、地域だの住民だの言葉先行になってはいないか。

4つ、指定管理者制度問題や民間譲渡構想が、こういった根っこ・足もとへの踏み込みや思索・理念が薄いまま、事務処理的に取り組みされてきたという自省そのものが弱いのではないか。

大きく挙げただけでもこうなります。

温泉センターの廃止が、閉鎖が、それが休止だの一本化だのという言い回しをしようが、公の場で明かされたのは、平成22年2月1日、当市議会総務文教常任委員会。そして、まさに矢継ぎ早の勢いで行われたのが同月21日の温泉センターで行われた、経営改革プラン説明会と称しての住民説明会。

この会、超満員の市民・住民・関係者で埋まりました。「なんで突然閉鎖」、「採算面だけで強行するのか」、「弱い市民は浮かばれない」、「成り立ちや性格を考えた対応をこそ」、「権現荘と温泉センターの性格の違いを考えろ」、「医療・福祉・健康に果たす役割や歴史を考えろ」など

の意見が圧倒的に多く噴出しました。私もそこにおったんですが。

議会内でも、同年3月定例会だけでも、私も含めて4人もの議員が一般質問項目として取り上げました。

以来、私、一貫してこの問題を取り上げ続けてきました。が、残念ながら、本当に残念ながら市長答弁はまさにのれんに腕押し。

私、「経緯や歴史からしても、市民の福祉・健康づくり・予防医療という面で見ても、おのずと両者（権現荘・温泉センター）に違いがあります。まずはそういった基本的な性格づけや歴史といった面から対応すべきが筋」、これは平成22年6月23日の一般質問です。

これに対して、米田市長、「今後、皆様に事前に説明し、ご理解をいただく中で経営改善を進めて」、こう言っております。

残念ながら、実はこれが毎回の問答の繰り返しです。

そして、実はこの本定例会の直前、8月22日。所管の総務文教常任委員会。このごろずっとこういう、非常に動きあったんですけど、私、委員外で傍聴させていただきました。延々4時間以上、各委員それぞれ熱のこもった意見・質疑を繰り返されておられました。もちろん、見方にもよりまじょうが、私に言わせれば正直、市側の対応には失望せずにはおられませんでした。

もったも、残念ながら米田市長、当日は欠席でした。

まさにのれんに腕押しなんです。堂々めぐり、ああ言えばこう言う。結果としては、計数処理の事務処理作業をこなしているとしたら、私には映りませんでした。時には、まさに傲岸無礼、傲岸不遜とも映りかねない場面にもぶつかりました。

例えば支配人にかかわる問題。せっかく、各委員が意見を述べ、疑問を呈し、支配人の経営管理・経理・施設・労務管理上の内容、姿勢などをただしている際、どう見ても行政側の姿勢、本当に不思議なぐらい、一方的な支配人擁護の動きとしか映りかねないような場面にも数多くぶつかりました。

こうなってくると、肝心の行政としての基本的な責務・責任はどうか、あるいは今後どう対応し、進めるべきかが見えない、進まないということになってしまいかねません。本当に残念です。これでは、せっかくの真実究明・前進という行政・議会、ひいては市民一人ひとりにとって一番大事な課題を追求、ただす上での障害・頓挫、幾ら時間をかけても前へ進まないという事態の繰り返しにもつながりかねません。

私たち、もちろん議会もですけども、根っこ、足元へ改めて目を向け、ただす覚悟で本案件に取り組み続けようではありませんか。

ということで、米田市長。以下、具体的に幾つかの項目を列挙しました。お伺いします。

- (1) 今回の一連の柵口温泉事業問題。基本的には、当然のことながら市長をトップとした市の行政責任が問われ、責務を全うすべきが筋、と断言させていただきます。

米田市長、このことをどう受けとめますか。いかが対応されますか。

- (2) 事あるごとに主張させていただいておりますが、本件全体への基本的な理念・思想ははっきりしています。なのに、その肝心のところへの思索とか検討・対応が脆弱なままのリニューアル事業の強行や両施設の統廃合強行が、それだけではありませんけれども、今日の事態につながった。これは、私ばかりではない、多くの市民・関係者がそう主張しているのです。

普通の市民の目で見ても、日帰り1万5,000円プラン、こういうものに見られるような食の館構想などは、まさにそのわかりやすい見本です。

根っこから見直し、考え直すべきではなかったですか。

- (3) (1)、(2)に関連しますが、平成22年2月の温泉センター閉鎖・統合表明前の、あるいはその後の住民コンセンサス、十分だったと今、お考えですか。
- (4) 平成22年4月、市民サイドからの温泉センター存続の署名要望運動がありました。改めてと言われるかもしれんけれども、行政執行の上でどう位置づけ、どう対応し、されようとしていますか。
- (5) 平成22年4月から同23年8月へかけての市側からの温泉センター無償譲渡呼びかけに對しての、市民サイドからの申し込み、そして断念という経緯、市側に何ら責任はなかったのですか。反省すべき点もなかったのですか。このことをどう受けとめているのですか。
- (6) 平成24年9月の柵口温泉センターの存続を求める請願。これは、議会としては翌25年3月定例会での継続審査案件扱い、余計なことですけども4月には議員の改選がありました。継続審査案件扱いという経過をたどっております。が、視点を変えて、行政執行上この動きをどう受けとめ、どう生かそうとされてこられましたか。
- (7) 現支配人、名前を出しておきますけれども小林氏と市長米田徹氏の間で、全文どのような内容の雇用契約を交わされたのですか。途中、変更などあれば、それらの動きもあわせて契約の中身を詳しく明らかに説明していただきたい、改めて。
- (8) 平成23年1月25日付、柵口温泉権現荘総合診断報告書 リニューアル基本計画策定、平成28年8月5日付、糸魚川市営柵口温泉権現荘経営診断報告書(中間報告)、これは株式会社リョケンによるものです。

以上報告書、今次のリニューアル事業、食の館構想、外部誘客路線上ではどのような位置づけを持っているのですか。また、持たせようとしているのですか。契約内容なども含めて明らかにしていただきたい。

2、桂・工場用地対応その後、原発発生貝殻処分その後、集落・町内での配りもの回覧対応、姫川病院その後。

- (1) 桂・工場用地対応その後。

かけ声かけや旗振りに振り回された本件、議会・行政ともに自省し直さなければの思いで聞きます。いつも言っておりますけれども。

その後、具体的な動きがあるやに聞き及ぶこともあるのですが、行政としてこれをどう受けとめ、どういうふうに市民に訴えておるのか。

- (2) 原発発生貝殻処分対応その後。

処分の対応が明らかにされてから、たしか5年以上。その後の動き、これからの対応はどうなっていますか。

- (3) 町内会などでの配りもの・回覧対応。

もう急速に早まっておる高齢化。これまでの日常普通に対応できた配りものや回覧行為さえも大きな問題として、全市民の暮らしにのしかかってきております。抜本的な対応を考え合うべきと考えますが、いかがでしょうか。

(4) 姫川病院その後。

空き家対策が、国・地方を問わず大きく取り上げられています。そんな足元でのまさに大型空き家、姫川病院対応を、今こそ、これは市立ではないけれども、私たち市民のものにしましょう。いかがですか。

以上で終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

吉岡議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、さまざまな検討を行った結果、支配人につきましては、9月末をもって雇用を終結することといたしました。

また、行政の管理監督責任についても、責任を明確にいたします。

2点目につきましては、権現荘は交流人口の拡大に寄与し、地域振興の役割を担っていることから、見直しは考えておりません。

3点目につきましては、市としての説明責任は果たしてきたものと考えております。

4点目につきましては、温泉センター存続の署名要望書を提出されたご本人に対しても、市の方針を説明いたしております。

5点目につきましては、国・県と調整をしている中で、申し込み者の意向により断念されたものと受けとめております。

6点目につきましては、市議会へ提出された後、廃案になったものと受けとめております。

7点目につきましては、8月12日の市議会全員協議会に提出した、支配人の雇用計画資料のとおりであります。

8点目につきましては、各報告書においてもリニューアルの効果や、食の館という運営方針については一定の評価がされております。

2番目の1点目につきましては、旧東食品の工場については再稼働の動きもありますが、市の工場用地に介在する土地について、具体的な動きはありません。

2点目につきましては、その後、柏崎市から区域外処理の要請がない状況であります。

3点目につきましては、市の広報誌等は、それぞれの自治会から選出された囑託員から配布をいただくことを基本といたしております。高齢化等により囑託員の選出が困難な自治会につきましては、個別の相談に応じております。

4点目につきましては、これまでお答えしたとおり、新たな状況変化があれば対応を考えてまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

今回、きょうで3日目の一般質問です。一番大事な、私は本会議だと思っております、ある意味。その中で私を含めて6人、この問題を大きく取り上げ、非常にいろんな多岐多彩なところで論議がありました。したがって、私、それらを十分参考にしながら、改めて確認をさせていただくという形で、この1番の問題、根っこからの柵口温泉権現荘問題対応ということで取り上げていきたい、市の対応を伺いたい、ただしたい、そう思っております。ですから、何というのか、順番はあっちこっち飛ぶかもしれませんが、少なくとも、1、2の中だけでやります。飛ぶかもしれませんが、いろいろ細かいことを聞くかもしれません。

時折出てくる、支配人不正なしと、こういう言葉を、私、聞かせてもらいました。であるなら、支配人は肝心のこの議会で答弁、あるいは抗弁の機会を与えるべきではないか。雇用計画の一方の当事者である市長、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

先週の古畑議員のご質問のときにも、そのようなお話がございましてお答えいたしました。地方自治法の規定により、本会議場で答弁をするのは市長、それから市長の委任を受けた者、あるいは委嘱を受けた者ということでありまして、市長の委任・委嘱を受けた者は部・課長ということで、ここまで対応いたしてきておりますので、その考え方のもとで対応させていただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

今、部長言われたように古畑議員も取り上げられた。非常に消化不良です。これはあれでしょう、一つは特別職、もう一つはこれだけ大きな問題を、しかも1人じゃないよ、小林さんだけじゃない、大きな問題のある、ある意味で非常にいろんな意味でキーマンなんだ。この議場へ出てきてもらって、しっかりと思いを述べてもらおうと、これは非常に市民サイドにとっては大事なことです。どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

小林支配人につきましては、これまでも総務文教常任委員会に6回ほど出ておりますし、また8月12日の全員協議会にも出席をしております。そういったことで、何といたしますか、そういう質疑応答の機会は十分持ったと思っております。

ただ、本会議につきましては、先ほど総務部長が申し上げたとおり、地方自治法等の関係もございまして部・課長以上ということで今までもやってまいりましたので、出席はしなかったというも

のであります。これまでも、総務文教常任委員会、全員協議会でそういった質疑応答の場は十分あったと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

そのような答弁というのはこれまでもちょくちょくしているからね、もういいんだ。市長が、どう思って雇用契約を結んだのか、それを聞いているんですよ。だから、市長が答えるべきなんだ、これは。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

小林支配人との雇用契約につきましては、去る8月の市議会全員協議会のときに、資料として雇用契約の内容をお示ししておりますので、その内容のとおりで契約を結んでおります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

今、総務部長のあれで、自治法がどうのこうのって言ったけど、これはいいんですよ、ちゃんと出てきてもらって。だから、聞いているの。しかも中身や背景がでかいでしょう。事務処理やってんじゃないんだ、今。市長、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私が答えるのも職員が答えるのも、全て私はこの市を代表して答えているものと捉えているわけございまして、今まで、部長・副市長の答えたとおり、そういった理由によって、私がそのようにお答えさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

また戻ったりあれするかもしれませんが。こういう答弁だから、さっき前段で私が言ったようになるんですよ。

今度、次、聞きますけれども、きのうの一般質問の中で、どなたかの中には答弁の側で、憶測の



もとに言われておるけれどもその辺を明らかにというような、そんな説明答弁がたしかあったと思うんですよ。この真意を明らかにしてもらいたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

昨日、田原議員の一般質問の中に、あたかも不正、あるいは不正経理の内容があるのではないかというようなご質問に対して、憶測に基づいたご質問にはお答えしかねるというふうにお答えしたと思っております。その部分を申し上げたので、今、吉岡議員がどのような場面を言われておるのはわかりませんが、私がきのう答弁したのは、そういう場面でのお話でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

あのね、簡単に憶測だなんていうもんじゃないですよ。こっちは一生懸命考えて言ってるんだから。それを、そういう言い方するから、私はあえてこう取り上げたわけ。こういうことの繰り返しやるから、今、ちまたでは、吉岡さん、百条委員会ちやあるあんだね。何でおまんたそれせんがんだね。こういう声さえ聞かされるんですよ、市民の側から、むしろ。それほどまでに何か、行ったり来たり行ったりわかりにくい。どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

先ほど、副市長のほうでも申し上げましたけれども、議会の議員の皆様からのいろんなご質疑に対しては、所管の総務文教常任委員会の中に支配人も出席をし、時間をとってご質問に答弁してきておると思っております。そういう状況の中で、明らかになっているものと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

さっきから2回同じ答弁したけども、総文、全協を私は否定してないんだ。それはそれなりに機能すればいい。だけど、この問題は何回も言うんだこれ、しかもこれまで言い続けてきてる。そういう問題を、あなたのようにそういう事務的な対応してはだめ。しかもあなた、あれでしょう、この方は今月やめるんですよ。どうやって、じゃ聞かせてもらうんですか。それは考えたって、もっとやっぱり真剣に対応してもらわなきゃ。どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

当然ながら14日・15日に予定されてます、総務文教常任委員会の所管事項調査のときには、出席をする予定としております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

いや、そのくらい、幾ら俺だってわかるんだ。そうではない。そのくらいわかってもらいたいね、本当に。言ってることは、この一番大事な本会議のこの席で、議員一人一人が精根尽くしてやりとりしてるわけだ、みんな。私だけじゃない、みんな。そこで、何でそういう事務的な答弁になるんだよ。どうなんですかね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

先ほど来、お話申し上げておりますように、所管の常任委員会に支配人が出席をして、ご質問に対応いたしておりますし、また市議会の全員協議会の場でもご質問に時間をかけて対応しております。この本会議の場所につきましては、冒頭、質問にお答え申し上げましたような自治法の規定並びにこれまでの対応から、本会議場に出席するのは、市長、それから市長の委任・委嘱を受けた者ということで、部・課長以上ということでの対応でございますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

自治法はカバーできるはずだ。もしあれだったら調べて、こういう席で、あるいは別の機会に改めてきちっとさせりゃいいじゃないですか

そこで押し問答ばかり、本当にこういうやり方は困るんだけども、次に、スタッフルームが問題になっておりましたね。これは、具体的にどんな決裁経過を経て、あそこまでいったのか。ちょっと明らかにしていただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

原能生事務所長。〔能生事務所長 原 郁夫君登壇〕

能生事務所長（原 郁夫君）

321の部屋をスタッフルームといいますか、支配人が夜、お客様の安全のために泊まるということの部屋に使用していたということの件だと思いますけれども、こちらのほうは、ふだん支配人が泊まっていたというところを、3月の委員会以降、その状況が明らかになったもんですから、そ

ういうことであれば、スタッフルームに切りかえなさいということで、庁内のほうで協議して、今現在はそういうふうに暫定的に使っているということでもあります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

これは、皆さんこの3日で、いろいろと多角的に取り上げてやったんだけど、まさにのれんに腕押しというか何かもう、わからん、この答弁。俺が聞いてんのは、どこでこういう決裁行為が行う、例えば市長、担当の部長、持ち分はどうなってこういうことが行われたのか。これ、どう世間で見たっておかしいことをやってたわけだ、残念ながら。支配人だけが悪いんじゃないんだ、これは。やれたんだこういうこと。そこを聞いているんだ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

この件につきましては、3月定例会等の質疑を受けまして、もし本当に泊まっているならば、スタッフルームという名前にしてきちんとすべきだということで、私が4月か5月に指示をしたものであります。ただ、そのときは私もちょっと現場をよく知らないで、特別室を使っていたとは知らなかったというのが実態であります。

〔「無責任だろう」などと発言する者、数人あり〕

議長（倉又 稔君）

静粛に。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

しかし余りにも、まさに無責任な答弁の連続だわ。決裁行為というのはどうやってやってんのか、私も若干の経験はあるけれども、やっぱりそうになると、あんた方、市長はトップとして、その辺はもっとしっかりしてもらわなきゃ困るんだわ。終わった後で、何か事後報告みたいなことを、こんなところで言われたって困りますよ。またそれは、これからも続く問題だと思う。

続く問題といえば、遺失物の問題。これもいろんな方、取り上げられた。こんなずさんなやり方で、後へ残らないんですか。それを聞きたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

遺失物の取り扱いにつきましては、昨年8月に忘れ物としてあった状況の中で、持ち主の所有

者への連絡が不徹底で、その後、約10カ月ほど連絡がないまま、権現荘にあったというような案件でありまして、遺失物の取り扱いとしては非常に適切ではございません。非常に不適切な案件であります。

それについては、対応をいま一度徹底するとともに、その遺失物をご本人にお返しするときには、大変申しわけなかったということで、丁寧に謝罪するとともに、本人にご了解をいただくべく対応させていただきました。二度とこのようなことがないように、現場での対応を徹底するようにということで、現場のほうにも指示をいたしましたし、再度、徹底をして二度とこのようなことを繰り返さないようにいたしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

それだけでいいのか、その後、問題はないのかと聞いておるんですよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

後の問題といたしますよりも、後に問題が残らないようにそれぞれ改善しまして、取り扱いマニュアル等を作成をしておりますところであります。

ただ、この事件につきましては、当事者間では一応、合意はされてますけども、それについて問題がなかったかどうか、私のほうでもう一度、何といたしますか、遺失物法等の関係で、警察のほうとちょっと相談をさせてもらいたいと思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

こんな憎まれ口ばかりたたきたくないけど、そのぐらいの気持ちで、今、後段に言った気持ちでこれ、やるべき事柄でしょうね。でしょうねじゃなくて、なんだ。

それから、こういう答弁があったんだけど、支配人関係で、不備があったことは確か事実。が、本年4月以降改善と、こういうふうな、これ私の受けとめ方で間違ってるや、私は訂正しますけれども、こういう答弁が、きのうたしかあったような気がする。これたしか、金子部長じゃなかったかな。その辺はどうなんですか、これ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

これ、遺失物の取り扱いについては、先ほど私のほうで申し上げましたように、極めて対応不適切であります。そのようなことがないように対応するというので、今、現場でのマニュアルを、再度、見直して徹底するようにいたしております。私の立場としても、このようなことが二度となないように、再度、徹底したいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

原価率が高かったが、これをもって全て不正とは言えない。あるいは、リピーター対応の支配人行為、これをもって全て糸魚川市でやっていることではない。こういうような、これ一字一句というと、私も自信がない。だけど、こういう大意の答弁がやはりなされた、きのう。と、私は簡単な速記でしたけど、書いてあるんだけどもどうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

ちょっと、どの場面だったのかは、私も明快に記憶が曖昧なんですけれども、今、吉岡議員が言われた内容で間違いはないと思っておりますが、具体的にちょっと場面が、私の中でも記憶が今、曖昧でございますので、さらに掘り下げた部分については、ご質問であれば確認をしたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

では、確認をしておいてください。後で報告してもらおう。しかし、これは問題発言だと、これは思っています。

それと次に、各種記録の、私ばかりじゃない皆さんから問いただしあるんだけど、ほとんど記録がないという場面が目立ちました。これ、明かすにも、ないと言われりゃどうしようもないんだけど、この辺の責任は市長、あるいは副市長、あるいは担当の部長、そういうところなのか、あるいは所長かその辺。ないって言われて、何とも言ってみようがないんだよね、議員側は。その辺どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今、ご指摘のとおり、なかなかこの、やはり確たるものが少ない中での経営判断、またそういった我々、そのある中での判断をさせていただいたという状況でございまして、全ての資料は内部監

査で、調査で明らかにさせていただいておるわけでございまして、ご理解いただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

しかも、支配人の過去も歴史もあるわけですから。過去というのはここへ来てからの歴史ですよ、そんなものもあるんだから、それは市長の言うことはやっておいて当たり前ですよ。と、私は主張させてもらう。

それから支配人の裁量権、これも問題、非常に皆さん取り上げられました。部屋の取り扱いにする、部屋使用の宿直業務だなんて言葉が出てくる、あなた方のほうから。こういう対応でいいのか、もう一回、改めて聞きます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

支配人が行っておりました宿直業務については、支配人が現場の管理責任者という立場で、お客様の安全を確保するために、自分が宿直業務をやって安全確保に努めたいということで、一定の宿泊者の数があるときには、そのような対応をしたということでございます。

それから、支配人がリピーター客を確保するために、お客様へサービスを行ったという裁量行為につきましては、一定の基準を設けておくべきでありましたし、そのような適切な事務処理をすべきであったという点については、昨日、議員からご質問のあった中で、そのように回答させていただいたそのとおりの状況でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

これも、支配人のサービス行為は不正ではないというフレーズが、きのうの質問応答の答弁の中にありました。これは一体、何を意味するのか。これはたしか、財政課長だと思う。その辺どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

藤田企画財政課長。〔企画財政課長 藤田年明君登壇〕

企画財政課長（藤田年明君）

お答えいたします。

私が不正でないという意味で使ったということでは、横領とかそういったものではないと。ただ、事務処理としては不適切だったということで使っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

あのね、そういうところを議会はただす役割を持つてるわけ。議会基本条例、今、やってるでしょう。その中で、何回も言ってるんだ、そういうことを。議会基本条例、市民と議会議員は、市民の選挙で選ばれる二代表制の中で互いの権限を尊重し、対等の立場で緊張感を保ちつつ、活発で質の高い議案審議を通じて、市民の多様な意見が的確に反映できるよう積極的に、とこう書いてある。しかも、至るところで書いてあるのは、監視だの分析だの評価しなきゃならんといってる。これは議会だけの問題じゃないよ。まさに二輪である行政と議会、両方で共有しなきゃだめなんだ。今の財政課長の答弁というのは通り一遍。第一、責任というものを感じていないような。何も横領なんて、私はそこまで言ってるつもりはない。あるかどうかを確かめようと言ってるんだ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

支配人のサービスに関して、不正ではないのではないかというのは私の発言かと、答弁かと思っております。というのは、支配人がリピーターをふやすために、ちょうしの1本とか2本、3本のサービスをする場合、金銭が伴わないので不正ではないのではないかというような答弁をした記憶がございます。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

吉岡議員の一般質問の途中ではありますが、昼食時限のため暫時休憩をします。

再開を午後1時といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き、吉岡議員の一般質問を行います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

指定管理料は払わないということを、たしか織田副市长ですかね、そういう原議を出されたと思うんだけど、たしかきのうだったかな。その辺のあれは、どこでどう決めて、それで雇用をどうされたのか、ちょっと教えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市长。〔副市长 織田義夫君登壇〕

副市长（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

指定管理につきましては、昨日、どういった方向かというご質問に対しましては、今、指定管理につきましては、この14日、15日の総務文教常任委員会に報告できるような準備をしているところでありますけども、指定管理料については、今までの指定管理ですと指定管理料を支払いしてましたけども、今回の権現荘については支払いしない方向で今、検討しているということであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

若干、余計なあれかもしらんけれども、じゃ、これからの市行政におけるそういう指定管理者制度、それへの影響とかそれとの整合性とか、その辺はどうなってますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市长。〔副市长 織田義夫君登壇〕

副市长（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

権現荘につきましては、リニューアルしたときからリニューアル後2年間で、指定管理者ということで、なおかつそのときには、市のほうはできるだけ優位な、指定管理料を払わない方向で、有利な条件で行きたいということで前から説明してまいりましたんで、今回の、権現荘だけの特別の事例ということで考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

この問題、これで一旦終わります。

せっかくの機会ですが、私懸念するのは、せっかくこの議員サイド、いろいろな主張でされておるんですが、これがいわゆる下手をすると、やんどもは何かびいびいびい言っておるわといって、いわゆる困ったちゃん扱いされ、ちょっと困るなど。そういう風潮が割合生まれるといことは結構あるもんですから、その辺は十分みんなで気をつけながら、やっぱりおかしいものはおかしいと言わなきゃならん。



それから、4億円も金かけてそれでせっかくやっとうね、ぴいぴいぴいよりも早う何とかせにやだめじゃないかという、そういう風潮が出てきた場合、流されるということも困る。おかしいものはやはりおかしいと、こういうことを思っておるんで、せっかく一人一人の思いがあるわけですから、こういった私の懸念に対して、市長、どういうふうにお考えですか。ちょっと雑駁な言い方ですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

収益施設であったり、また、やはり人気のなところもある部分がございますので、いろいろ問題・課題があるということに関しましては、議員のみならず我々の運営面においてもそういったことがあるということは、やはり営業にも影響いたしていると捉えておるわけでございますので、早い時期に、やはりみんなでいい方向に持っていくようにしていきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

肝心の本会議のところで、一般質問の最中でありましたが、時間を返せという声がありました。非常に私は、いろいろ考えさせられました。私、市職員、あるいは在野、議員、市長など幾つかの経験があります。しかし、ああいうきのうのような、たしかきのうだったと思うけど、おとといたったかな、時間を返せ、こういう声が上がった。非常にこれは、私は大事な問題、場面だったなど。

そう言っちゃ悪いけど、はぐらかしと言われかねないような答弁は、悪いけれどもあるいは場当たり対応、筋の取り違い対応と映る場面が、私にとっては、余りにも目立ち過ぎた、今回。今回というかこの一連の動き。言わせてもらえば、頭のとっぺんから足の爪先まで、わかりにくい、わからなかった。これは正直な受けとめ方。まして、これ一般質問、おまえだけが受けとめがスローなんだと言われりゃそれまでですけど、一般市民にとってはなおさらだと私は思います。そういったことを考えて、広報関係にしてもそう、同じだけれども対応すべき、生意気なことを言いますけれども、このことについて、市長、いかがお考えですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私にとりましては非常に残念でございます。一生懸命、答えておるわけでありまして、確かに多少ずれる部分があるかもしれませんが。それを、はぐらかしというような捉え方をされると、非常に私は残念に思う次第であります。一生懸命、この問いに対して答えておるつもりでございますが、私は全ての職員、一生懸命、答えておると捉えてるわけでございますので、そのようにご理解いた

だきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

はぐらかしというのは、私は気をつけて言った。はぐらかしととられかねないというふうに。その辺は、十分慎重に受けとめていただきたい。

一般質問という、議会という場で、議員一人一人が全身全霊、全機能を挙げて市民一人一人の福祉向上を目指し、そして頑張っておるわけです。これは、議会基本条例持ち出すまでもないこと。

ところが、権現荘、温泉センターの対応、一連の動きはどうだったか。支配人問題に限らず、非常に私にとっては問題があった。市長は、先ほどの答弁、一番最初の答弁の中で、責任を明らかにしたいと、こう言われた。百条問題も出てます。そういう中で、市長は一体、どういうふうに責任を明確にしたいのか、改めてお聞きします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

やはり、この部内での調査やその監査をしながら、そしてまた委員会、また議員の皆様方のご意見を聞く中で判断をし、そして管理監督責任を私はとると考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

何も深追いをするつもりもないんですけれども、私は非常に、これは何も権現荘という限定された問題じゃない。たまたま私たちがぶつかった事例であったと。しかし、これはある意味では教訓でもあり、栄養剤でもあると思うんで、この辺は市長のみならず、我々議会も、あるいは市職員の皆さんも十分な栄養剤としていかなきゃならんと、こう思っております。

長い、私いろんな経験をさせてもらって、そのことだけはくどいくらいに言わせてもらっておきます。市長個人を、私はどうこう言ったり、あるいはおひとりおひとりをどうこう言うつもりは全くないんです。市の行政というのはこうあるべきではないかという、赤心という言葉あるけれども、自分で言うのは変だけどそういう気持ちで主張させてもらってる。それだけはわかってもらって、そしてこれからもおかしいことはおかしいと言い合っていこうじゃありませんか。そのために、私たちは議会基本条例って頑張ってる。その辺も言わせていただきます。

最後に1つだけ、ちょっと。話は全くずれるんですけども、ちょっとせつかくだから、桂の工場用地は動きはないんですか。これは担当課長でもいいけど。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

齊藤商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 齊藤 孝君登壇〕

商工農林水産課長（齊藤 孝君）

先般の閉会中の建設産業常任委員会でもご報告申し上げましたけども、旧東食品の旧工場が競売によりまして、3回目の入札で落札をしたということと、そこをメギスの加工場として操業を開始したいというお話をさせていただきました。

吉岡議員から質問いただきます桂の工場用地につきましては、引き続き市のほうは取得したいということでの交渉を続けておるとい状況には変わりはありません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

そういった、非常に一般市民にはわかりにくいところは、十分注意して。これは、この問題も同じです。今の、最初から私はずっと取り上げ続けてきた、特にそういったこと、桂ばかりじゃないんだけども。やっぱりあれだけ市民の間に、どうやんだどうやんだと言ってる。この権現荘はスケールが違うかもしれんけれども、こういった問題、市長以下皆さん、きちっとやっていただきたい。これだけを最後に言うておきます。

議長（倉又 稔君）

以上で、吉岡議員の質問が終わりました。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

+

日程第3．議案第105号及び同第106号

議長（倉又 稔君）

日程第3、議案第105号及び同第106号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第105号は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでありまして、権現荘の諸問題に係る管理監督責任を重く受けとめ、私及び副市長の給与を20%減額いたしたいものであります。

議案第106号は、新潟県市町村総合事務組合同規約の変更についてでありまして、新潟県市町村総合事務組合が共同処理する非常勤職員の公務災害に対する補償に関する事務への加茂市・田上町消防衛生保育組合の加入等に伴い、規約の変更を行いたいものであります。

議会並びに議員の皆様には、急な追加提案となりましたが、事情をご理解の上、よろしくご審議

くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

それでは、ただいまご説明いただきました議案第105号、特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご質問させていただきたいと思います。

まず1点目なのですが、今回は市長・副市長に対する処分ということで、減給の議案が出てまいりました。これは、一体何の責任をとるための条例改正なのか。これが1点目ですね。

それから20%ということでありませけれども、具体的な金額については一体幾らになるのか。

それから、ほかの職員の今回の一連の動きの中では、さまざまな権現荘をめぐる中の、いわゆる会計処理のいわゆる不適切なもの。それから、スタッフルーム等々の無断使用。それから、さまざまな不透明な会計のやりとり、業者との不適切な関係、これさまざまあるわけなんです、これらに関する考え方となると、ほかの職員の処分、特に小林支配人の処分等につきましては、どのようになっているのかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

まず、どのような管理監督責任かということでございますけれども、8月22日の総務文教常任委員会の資料ナンバー2で提出させてもらったんですけども、今回の事件に関係します権現荘におけます支配人と能生事務所の分野別責任分担という表を、提出をさせていただきました。

その中で見ますと、能生事務所長の職務責任分野の中にあります予算の編成、あるいは収支管理の全般、全般的な収支管理、それから全般的な労務管理の中に理事者としての管理監督責任が十分あるということで、今回そういう処分をさせていただきましたというものであります。金額につきましては、また後ほど、総務課長のほうから答弁をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

総務課長（山本将世君）

お答えいたします。

今回の処分の金額ということでございますが、市長につきましては20%の減ということでございまして、金額では16万2,400円でございます。副市長につきましては同じく20%の減で、12万4,800円という形になっております。

それからもう1点、今後の職員の処分についてというようなお話がございましたが、これにつきましては、理事者の処分も含める中で、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

他職員につきましては、今後、処分を検討するということだけでも、このずっと一般質問の中で、一番こだわっているのが、今月いっぱい小林支配人のいわゆる契約が切れると。そうなってくると、やめた後に、処分なんか出したって意味がないと。ということになれば、今、はっきりすべきじゃないんですか。片手落ちでしょう、こんなものは。

それから、今回の事件の責任分担によるもの、この中には労務管理、いわゆる労働基準法違反で是正勧告を受けた話だとか、10万円の現金とキャッシュカードから貴重品の入ったお客様の忘れ物の、これ紛失届、いわゆるこれにおいても犯罪、いわゆる罪に対して抵触しておると。こういったことも全部含めての責任ということになれば、えらく、市長16万2,400円で終わりというのは軽過ぎるんじゃないですか。

それから副市長は、今回また20%の減額ですよ。でもこの間まで、今月までですか、5%の減給処分を3カ月食らってますよね。5%の減給処分じゃなかったですか。それもちょっと聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

金額が軽いんじゃないかとお指摘いただきましたが、私といたしましては非常に重いものと受けとめております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

私のほうは、4月に10%の減給であります。他の職員と一緒に10%の減給をしております。

ただ、今回のことにつきましては、先ほども申しましたけども、予算の編成、あるいは全般的な収支管理、それから全般的な労務管理というのは、やはり業務を統括します私のほうが非常に責任が重いということでありまして、そういったことから今回は、私は4月に10%ありますけども、今回は市長と、市長のほうはそういったことで市長より私のほうが重いということで、一緒の同率にさせてもらったというものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

織田副市長、本当に今回の事件が発覚してから、本当に身を挺して米田市長をかばうという姿勢は、副市長として私は見上げたもんだと思うし、だけどそれがいいか悪いかということになると、私、悪いと思う。結局、織田副市長は今回の20%と合わせて減額30%でしょう。市長は今回は20%、決して軽いとは思っていない、重いものだと言ってるけど、金額というかパーセンテージだけ考えていきゃ、市長のほうが軽くなるじゃないですか。だめだって。

今回の件は、基本的には小林支配人をなぜ入れたかという、あなたにはその任命責任。民間からの支配人を登用して黒字に改善すると約束しておきながら、8年間で1億3,000万円ぐらいになるんですか、こういった経営上の赤字。これはましてやリニューアル後は、あなた、2年間で4,000万円の黒字をすとして、私たちと約束した。即指定管理移行の方針まで曲げて、いわば突っ張った結果じゃないですか。

それから、一般質問や委員会審査の中においても、経理上、全く説明のできない使途不明金もさまざまに出ている。企業会計でなければできなかった、公会計では全く問題がなかったと言いながらも、ここ一連の質問の中においては公会計においても、日計表や棚卸しをやれば、きちりとした金銭管理ができるという答弁だって出てるじゃないですか。あわせて、リニューアルの計画の中にはなかった、支配人を宿直するという、何といいましょうか、こじつけの理由で特別室をスタッフルームとして使用してきた。これも、きのうの新保議員の一般質問の中では、明らかな条例違反であるということも出てきている。

これら全部、一連の動きを通じて、何で市長、20%の1カ月減給で終わるんですか。そんな軽いもんじゃないと思う。金額のことだけじゃないですけども、基本的にはさっき何だ、すりかえだとか何とかという答弁が気に入らんというような言い方もしておりましたけど、何回質問したって同じところで足踏みをしてしまうし、完全に不適切な小林支配人の営業態度に対してだって、さまざまな理由をつけて正当化してきたじゃないですか。従業員等からの告発や内部情報だって、議員が聞いてきているもの幾ら伝えても、一方的に小林支配人の言い分ばかり聞いて、どちらが正しいかという精査だってしていない。具体的には日計表や棚卸しは、私の提案でやるようになって、そして今ようやく黒字化の動きになってきたんじゃないですか。全体には、総務文教常任委員会の厳しい審査も踏まえて、今回、リニューアル後で初めて黒字、年間ですよ、黒字になってきたということについては、これ議会側の厳しい監視があつてこそのことだ。けど、米田市長、あなた、総務文教常任委員会にもほとんど出席してないじゃないですか。一般質問の中においても具体的な指示を出してきたということ、痕跡すらない。

そんな中で、この減俸20%1カ月ということにつきましては、私は極めて軽い処分だと思うし、それからほかの職員の処分がこの説明の中になかったことも、私は片手落ちだと思う。総務文教常任委員会の中で審議をすれば、もう私も発言もできませんし追求もできない。願わくば、この本会議の中で具体的な減給の内容、責任のあり方というものを、私はもっと明確にすべきだった。お構いなしですよ、今までやってきた不祥事について全く不問で、権現荘小林支配人を契約をただ打ち切るだけで放免してしまうという考え方にも、私は納得できません。

ちょっと長くなりましたからこれで終わりにしますが、この後、総務文教常任委員会におきまし

ては、ぜひ、私の今の意見も参考にしていただいて、ひとつ厳しい審査をしていただきたい。これを切に願って質問を終わります。

議長（倉又 稔君）

ほかに。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂議員。

6番（保坂 悟君）

お願いします。

議案第105号についてであります。

提案理由の中に、権現荘の諸問題というふうに書かれておりますが、私自身は総務文教常任委員会の委員であります。ほかの議員とまた一般市民と、この諸問題という部分について同じ共通認識で当たりたいと思いますので、ここでしっかり、その諸問題というのはどこに該当するのか、また期間はどのぐらいの期間を指して言うのか、その辺をきちんと明確にさせていただきたいと思えます。具体的に項目で上げていただいても結構かと思えます。よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

諸問題ということでありませうけれども、権現荘の収支の問題もありますし、それから経理の管理の仕方、それから労務管理、それらのもろもろを含めて、そういった表現をさせてもらったというものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂議員。

6番（保坂 悟君）

今ほど会計上の収支、労務管理、リスク管理も入るかと思えますが、私はやっぱり、支配人の能力・資質についての判断、あと権現荘の能生事務所の管理能力、あと支配人の7年間の各年度の予算算出根拠と決算の分析については、これ正直、私は議会に対して、言葉は悪いですけども欺いた予算提案であったり決算報告であったんではないかというふうに認識しております。全部、伝票がない中で算出根拠を出して数字を上げてきたものというふうに捉えていますんで、議会に対するその説明責任の不十分さというものについても、やっぱり責任をとるべきかと思っております。

あと7年間の累計赤字、約1億1,000万円についても、赤字という観点よりもその中身、どういう形で1億1,000万円の赤字が出たのかという詳しい調査をする責任もあると思っております。

それから、公会計を盾に行政責任がないような、議会で答弁されておりますが、そもそも支配人の民間登用は民間手法による収支改善のはずだったわけです。公会計がどうのこうのではなく、純

粹に支配人の民間登用の費用対効果をきちんと分析して、初めて責任をとることになると思いますので、その支配人についてもきちんと調査してほしいと。もっといえば、この処分だけではなく、第三者の権現荘の調査委員会ぐらい立ち上げて、この7年間分しっかり調査するんだと、そこまで言って責任をとる形になるかと私は想像するんですけども、その辺の解釈はいかがなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私は、今ご指摘の点も含めて諸問題であろうと思っております。でありますから、項目を上げてそのだけということではなくて、総務文教常任委員会の中でのいるんなお考え、また述べていただいて、それに対してお答えさせていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂議員。

6番（保坂 悟君）

最後になります。

ということは、また今回、この処分の提案もあるんですけども、また総務文教常任委員会の中身、結果によっては、また追加になることもあると。これでおしまいということではないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

総務文教常任委員会の審議の結果ということですので、今の現時点では、私のほうでは何とも申し上げられないと思っております。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後1時37分 休憩

午後1時37分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開します。

ほかに。



〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原議員。

13番（田原 実君）

議案第105号について伺いたいと思います。

昨日の私の一般質問の中での言葉尻を捉えて、いろいろとおっしゃっている方がいらっしゃいましたが、やはり今回のこの権現荘問題の内部監査制度による権現荘の実態調査報告書、ここにある収支状況調査、それから食材の原価率の管理調査、これの会計処理が非常に不明確だよと。そして、そのことを聞けば、確かな答えは返ってこない。

要するに、中でどんな会計処理が行われていたかを知ってか知らずか、議会で明らかにしようとしな。そういうことなんですよ。そういう不誠実な態度・対応に対して、我々議員が怒っているということを、まず一言申し上げたいと思います。

その上で、今回、市長・副市長の処分ということですが、この処分を今後、委員会等で審議して、また本会議にかけて結果が出ようが、この行政の責任というものは、ここにとどまらなと私は思います。

金子部長がよく言うように、いついつからは改善してまいりますというような。原事務所長が言うように、このように改善してまいりますというような。じゃ、それ以前はどうなんですか。ここにいる皆さん、かかわってきたんですよ。小林支配人は非常に疑いを持たれるようなことをやってきたわけですよ。それに対して明らかにしていこうということが見えないわけですよ。

だから、これが審議されてそれで済むという問題じゃない。そこら辺の行政の責任のあり方については、どうお考えか伺います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

今までも調査をし、いろんな点で検証してきました。

ただ、先ほど申しましたとおり、内部監査のほうでも的確に報告してあるんですけども、公会計であったということの限界は、当然、感じているということでもあります。そういう公会計としての限界があつて、そういったことについては調査できなかったものはできなかった、わからなかったものはわからなかったということで、その辺につきましても、きちんと報告をさせてもらっております。

そういったことを踏まえまして、今までも総務文教常任委員会で6回審議をしまして、所管事項調査等をして、ある一定の調査なり検証は、ある一定の段階までは達したと思っておりますし、順次改善もしてきたと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原議員。

13番（田原 実君）

それは言いわけですよ。やっぱり真実を明らかにしましょうよ。その上で、市民が納得できるような対処を行政がしたと、市長・副市長が責任をとったというんならわかるんですよ。ある意味、お気の毒だなという気持ちすら生まれてくるけども、全く疑いはますます深まるばかりでありますね。こんな実態調査報告書、これ信じてくださいという。厚かましいわ。議会をばかにしてるのか、市民をばかにしてるのかと、私は言いたくなりますね。

やはり、市民から預かった税金が正しく使われているのかどうか。それから、市長、行政が責任を持って事に臨んでいるのかどうか、もっと明らかにしていただきたい。そこまでで終わります。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

今回の議案の提案に対して、1点疑問な点がありますので解説していただきたい。

先ほどの質問の中で出たように、織田副市長は6月に10%の給料減額になっております。4月か。その際、総務文教常任委員会で特別職の減額については議会の承認があるんだと、私は傍聴委員でしたけど言ったところ、いえ、市長以外は議会の承認は要らないという答えでした。

しかし今回は、市長と並んで副市長、これ特別職ということなんでしょうかね、出てるけれど、前回の副市長の減額分につきましては、議案として提出されてませんよね。何で今回は議案として提出されておるんですか。そこの整合性が、ちょっと私には理解できない。どっちが正しいんだか、はっきりしていただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

市長の場合は、公職選挙法の関係がございますので、当然、条例で減給をきちんと条例改正をしなきゃならんということでもあります。ただ、副市長はそういう公職選挙法の適用がないので、処分等で市長から返還するとか、そういう処分のできるということでもあります。

ただ今回なぜ、じゃ、一緒に出たかといいますと、今までも慣例一緒なんですけど、同一事件に係して減額処分するときは、市長並びに副市長、あるいは教育長、一緒にその条例を提出をするということになっておりますので、今回は、それに従ったというものであります。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後 1 時 3 7 分 休憩

午後 1 時 4 5 分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

先ほどの古畑議員の議事進行に関する私の議長答弁ですけれども、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例、これによりますと、第 1 条、この条例において特別職の職員とは市長・副市長及び教育長と書いてあります。

ただ、この関係で、市長は公職選挙法に基づいて選任された役職であると。これは我々議員とも一緒です。これを返納するということは寄附行為に当たるので、どうしても条例改正が必要となってきます。

副市長は、これは選挙で選ばれた役職ではないので、返納するに関しては、別に条例改正をしなくても返納することができる。3月定例会のときは、そういう意味で副市長、それから総務部長の減給に関しては条例改正の手続をとらなかったと。

今回は、市長が減額をするということなので、条例改正をするということが出てきましたので、市長とともに副市長も減給をするよと、皆さんに知らしめるために言っているだけで、本来の条例改正は市長だけでいいということになっております。

私のほうの答弁はそれです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

今の議長の説明で十分納得いたしました。

ただ、間髪入れずに、ぜひお答えいただきたい。行政の解釈だけで議案を受け取ると、議会側のやっぱり権威にもかかわる。こういう質問が来たらすぐ、今みたいなご答弁いただければよかったですかなと思います。

ただ、1つ疑問に思うのは、3月の時点で副市長以下の処分に減給するほどの重大事件があったにもかかわらず、市長が全くその時点で減給してなかったから、こういう私のような勘違いも生まれたんだろうというふうに思っております。それから鑑みると、やっぱり今回の市長の処分は軽いんじゃないですかね。

終わります。

議長（倉又 稔君）

以上、ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 4 . 議案第 1 0 7 号

議長（倉又 稔君）

日程第4、議案第107号 平成28年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第107号は平成28年度一般会計補正予算（第4号）でありまして、歳入・歳出それぞれ2億3,373万円を追加し、総額を267億9,930万1,000円といたしております。

これは、台風9号に伴う豪雨により被災した施設等の復旧のためのものであります。なお、地方債の補正は第2表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、所管の常任委員会に付託をいたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によってご了承をお願いいたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時49分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+